

# 公益社団法人筑西市シルバー人材センター会員就業規程

(制定：公益法人設立登記日施行)

(一部改正：令和 8年4月1日施行)

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人筑西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

### (センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等などの理由で差別的取扱いを受けない。

## 第2章 就 業

### (仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けたセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

### (仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業しようとする会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）等について打合せを行い、合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 就業する会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

### (健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業する会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

### (就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

(1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。

- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届け出る。
- (3) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (4) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分に把握し、契約以外の作業に従事してはならない。

#### 第7条 守秘義務

会員は、就業上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお「機密事項」とは、発注者、就業先、他の会員等個人情報の他、就業先の社内情報、センターとの契約内容をいう。

### 第3章 配 分 金

(支払いの原則)

第8条 センターは就業した会員に対するその配分金を原則として現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、配分金は、会員との合意によって金融機関等に振り込む方法をもって支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第9条 センターは、会員が就業した場合は、その配分金を毎月25日に支払うものとする。但し、支払日が金融機関の休日に当たるときは、その翌日に繰下げて支払うものとする。

(社会的 相当配分の原則)

第10条 会員の就業に対する配分金は、その地域における類似の仕事の対価及び仕事の種類、内容等を勘案し、社会的に相当な内容のものとする。

### 第4章 共 同 作 業

(共同作業の留意事項)

第11条 共同作業を必要とする仕事に就業するときは、会員は第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意するものとする。

- (1) 就業する会員の中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつきセンターに協力する。
- (2) 就業する会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力する。
- (3) 就業する会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力する。
- (4) 就業中の会員が、怪我をし、また急病になったときには、共同作業中の会員は、協力して応急の措置をとるとともにリーダー及びセンター又は発注者に連絡するなどの応急措置をとる。

## 第5章 傷害保険

(傷害保険)

第12条 会員の就業中などにおける傷害事故等については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従う。

## 第6章 損害保険

(損害保険)

第13条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、免責分に係る金額（1事故10,000円）は会員の負担とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

## 第7章 雑則

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

改正後の規程は、シルバー理事会の議決を経て、令和8年4月1日から施行する。